滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター 普及広報活動 委託業務仕様書

１　委託業務の名称

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター普及広報活動

２　委託業務期間

委託業務期間契約日から令和 ６年３月３１日まで。

３　委託業務費

合計2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

４ 　委託業務

　　　（１）概要

WEBを活用したセンターの広報、グラフィックデザインの能力を活かした雑誌の広告やセミナー・相談会

などのポスターチラシのデザインをする仕事、その他広報活動全般。

　　　（２）詳細内容

　　　　①セミナー企画・広報・運営

　　　　②事業承継事例の作成

　　　　③譲渡先プレゼン資料

　　　　④事業周知のチラシ

　　　　⑤その他センター事業の普及広報全般

５　委託業務の開設期間、場所、時間等の扱い

（１）業務の開設期間

　　　　　委託業務期間とする

　　　（２）開設場所

　　　　　原則として委託者により設置した執務室において行う。

　　　（３）業務時間

　　　　　上記４の委託業務の目的を達成するための必要な時間。

　　　　　　なお、委託業務費合計2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）を超えての業務を

　　　　　行うことはできない。

６　再委託について

原則として委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ承認を得た場合はこの限りではない。

７　その他留意事項

受託者は、本業務により知りえた情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に

使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了した後においても同様とする。

（１）　本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、大津商工会議所と

受託者が協議して定めるものとする。

（２）　本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、大津商工会議所と協議のうえ、仕様書の

内容を一部変更可能とする。

（３）　受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、

又は中止した日の属する年度の終了後５年間これを適切に保存しなければならない。

以　　　　上